

台風時など気象警報等の発令による臨時閉所等の措置について

みどりまち心療内科デイケアセンター

2013.10 第2版

台風による警報が発令された場合の対応についてお知らせします。

***注意！**西三河南部地域・・・西尾市を含む8市町村。西尾市に暴風警報が出ていなくても、他の市町村に暴風警報が出ていれば、西三河南部地域に警報が出ているとみなします。

1. 暴風警報発令時の対応

午前6時の時点で、愛知県および西三河南部地域のいずれかに暴風警報が発令されている場合は自宅待機

午前8時の時点で愛知県および西三河南部地域のいずれかで暴風警報が解除されない場合は臨時閉所

また、デイケア参加中に暴風警報が発令された場合には、安全に帰宅できる状況かを確認し、速やかに帰宅する。

2. 暴風警報が解除された場合

午前8時前に暴風警報が解除された場合は、解除されてから2時間後に開所する。ただし、昼食は各自で用意することとする。

3. その他

不明な点があればみどりまち心療内科デイケアセンターに連絡し確認すること。